

山鹿市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
手続きガイド



1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をご検討中の方へ

山鹿市では、多様性を互いに尊重しあう「市民一人一人の個性が輝くまちづくり」をめざしています。そこで、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく暮らすことができるよう支援するため「山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

本制度は、お二人の関係を法的に保障するものではありませんので、税金の控除や相続など法律上の効果はありません。しかし、お二人がお互いを共に支えあいながら生きていく人生のパートナーであることを、山鹿市が認め、その思いを受け止める制度です。

この制度の導入により、すべての市民が一人の人間として尊重され、幸せに安心して自分らしく生きることができる社会が実現できるよう期待しています。

2. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

【パートナーシップとは】

現在の婚姻制度を利用できない性的マイノリティの方や、事実婚関係の方など、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力することを約束したお二人の関係です。

【ファミリーシップとは】

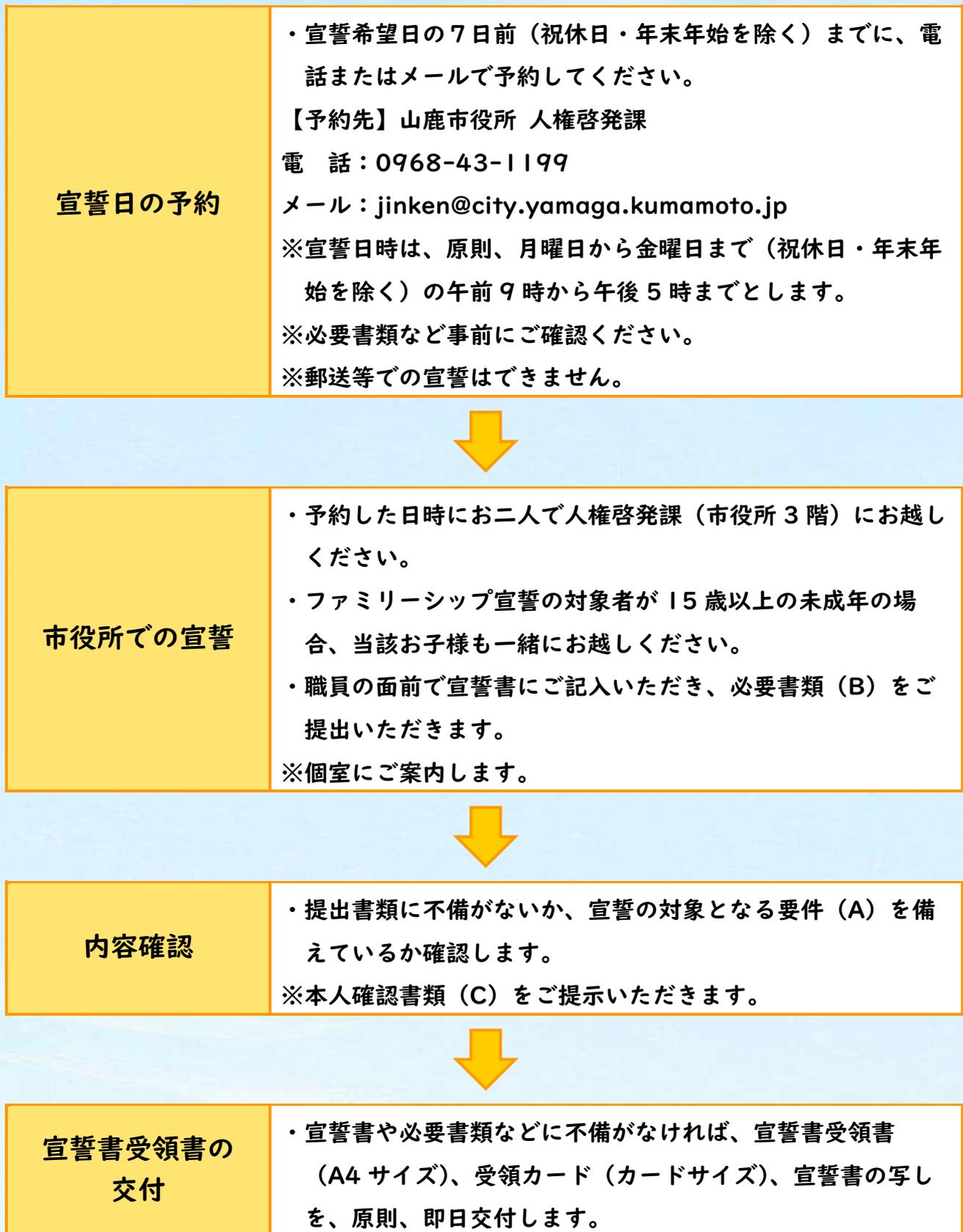
パートナーシップ関係を結ばれたお二人の一方又は双方の未成年の子がいる場合に、家族として愛情をもってその子を養育する家族であることを約束した関係です。

【宣誓制度とは】

パートナーシップやファミリーシップの関係であることを市長に対して誓うことで、山市から宣誓書受領証・受領カードを交付し、お二人やその家族の関係性を市が証明する制度です。



3. 手続き方法について



(A) 宣誓の対象となる方

次のいずれにも該当すること

- (1) 成人年齢に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) パートナーシップにある者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方または双方の未成年の子と生計が同一であること。

(B) 必要な書類

次に掲げる書類すべて

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限る）。ただし、市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類（宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(C) 本人確認書類

宣誓書を提出した者及び宣誓書に署名した 15 歳以上の未成年の子が本人であることを確認するために、次のいずれかに掲げる書類

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であつて、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4. その他

交付する書類

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（1枚）
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード
（パートナーシップ宣誓をしたお二人に各1枚）
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の写し（1枚）

受領証等の再交付、内容変更について

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を紛失、毀損した場合は、再交付申請書を提出することで再交付を受けることができます。
- ・ファミリーシップが解消されたとき、その他宣誓書の記載事項に変更があったときは変更届兼再交付申請書を提出してください。
- ・宣誓書に氏名を記載された子（15歳以上）は、受領証及び受領カードから自分の氏名を削除するよう申し立てることができます。

受領証等の返還について

次のいずれかの場合に該当するときは、返還届を提出するとともに交付を受けた受領証及び受領カードを返還してください。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではありません。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡した場合
- (3) 双方ともに本市から転出した場合※
- (4) 要綱に定める宣誓の要件に該当しなくなった場合

※本市がパートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体へ転出する場合、継続使用申請書を提出することで、本市が交付した受領証及び受領カードを返還することなく継続使用することができます。

5. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について Q&A

Q 1. 対象者はどのような人ですか？

山鹿市では互いを人生のパートナーとし、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々など、日常生活において相互に協力しあうことを約束したお二人とその家族を対象としています。

Q 2. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をすると、戸籍や住民票に記載されますか？

山鹿市の独自の制度であり、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても国の法律に基づいた制度ではありませんので、戸籍にも住民票にも記載されません。

Q 3. 申請にあたり、プライバシーは守られますか？

ご希望の場合は、宣誓の際に会議室を準備しますので、予約するときにお申し出ください。

Q 4. 宣誓の手續に費用はかかりますか？

宣誓に際し、費用はかかりません。ただし、住民票や独身証明書など宣誓に必要な書類の発行手数料は負担していただく必要があります。

Q 5. 代理や郵送での申請はできますか？

職員の面前で、本人確認の上、宣誓書に記載していただく必要があるため代理や郵送の申請はできません。ただし、ご自分で記載が難しいなどの場合は、代筆は可能です。

Q 6. 通称は使用できますか？

性別違和などの理由により、市長が必要と認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。その際は、受領証等も通称で交付します。

Q 7. 山鹿市民でないと言誓できないのですか？

いずれか一方が山鹿市民の方、または14日以内に本市に転入を予定している方を対象としています。住民票、転出証明書が必要です。

Q 8. 宣誓書受領証は即日発行されますか？

宣誓書や必要書類等に不備がなく、宣誓が適正と認められる場合は、原則として、宣誓日当日に交付します。

Q 9. 山鹿市外へ転出した場合はどうなりますか？

パートナーシップ・ファミリーシップ関係の解消や一方の死亡、双方が市外へ転出する場合は宣誓書受領証を山鹿市に返還する必要があります。

Q 10. 結婚とはどのように違うのですか？

結婚は民法に基づく制度で、法的な権利、義務を伴います。それに対して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度は「山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので法的効力はありませんが、お二人やご家族のパートナーシップ・ファミリーシップ関係を山鹿市が認める制度です。

Q 11. この受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

受領証等を持つことの意義はお二人の気持ちを行政が受け止めること、及びお二人の関係を公式に認めることであり、現状で大きなメリットはありませんが、民間会社等において家族扱いのサービス拡大を期待するものです。

6. 参考資料

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山鹿市人権教育・啓発基本計画の理念に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく暮らすことができるよう支援することにより「市民一人一人の個性が輝くまち」を目指すためのパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人の関係
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をする者のいずれか一方又は双方が本市に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に本市に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び宣誓者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) 宣誓をする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。
- (5) ファミリーシップにあることの宣誓をする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をする者は、山鹿市職員（以下「職員」という。）の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、15歳以

上の未成年の子についてファミリーシップにあることの宣誓をするときは、当該子が職員の前において宣誓書に署名するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓をしようとする日（以下「宣誓予定日」という。）以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類（宣誓予定日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓予定日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることの宣誓をする者にあつては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該宣誓をする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるとき又は15歳以上の未成年の子が署名することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 市長は、宣誓に当たっては、次の各号に掲げるいずれかのものの提示によって、本人確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（通称の使用）

第5条 宣誓をする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（以下「受領カード」という。）において、通称を使用することができる。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、受領証及び受領カードに宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証及び受領カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第2号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証又は受領カードの再交付を受けることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者に係る本人確

認について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領カードを再交付するものとする。

(宣誓内容等の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼受領証等再交付申請書(様式第3号。以下「変更届兼再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

2 変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第4条第3項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 前項第2号に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類

3 市長は、変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証及び受領カードを再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第4号)に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡した場合
- (3) 双方ともに本市から転出した場合(第12条に定める場合を除く。)
- (4) 第3条第3号に掲げる要件に該当しなくなった場合

(子の氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日の翌日以後に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第5号。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された子に係る受領証及び受領カードから当該子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者に係る本人確認について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、当該記載された子の氏名を削除した受領証及び受領カードを交付するものとする。

(宣誓の無効)

第11条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

2 前項第2号に該当する場合は、その該当する第3条第2号から第4号までの規定に反

する事由が発生した時点に遡って無効とする。

3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者が、本市がパートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している他の地方公共団体へ転出する場合であって、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第6号。以下「継続使用申請書」という。）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証及び受領カードを使用することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定により使用申請書の提出をした者に係る本人確認について準用する。

3 本市と協定を締結している地方公共団体から本市へ転入した者は、当該地方公共団体が交付した受領証及び受領カード（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

4 第1項又は前項の規定により継続して受領証及び受領カードを使用している者が、第9条第1号、第2号又は第4号に該当した場合又は本市と協定を締結している地方公共団体以外の地方公共団体に転出した場合には、当該受領証及び受領カードを交付した地方公共団体に返還するものとする。

5 第1項の規定により継続して使用している受領証及び受領カードの再交付については第7条の規定を、宣誓における宣誓内容又は記載事項の変更については第8条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書について、受領証及び受領カードの返還された日以後5年間保存するものとする。

(情報の管理)

第14条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 市長は、宣誓者（第12条第3項に規定する転入した者を含む。）の個人情報については、本人の同意を得た場合に限り、本市の他部署へ情報提供することができる。

(庶務)

第15条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度手続きガイド

発行：令和 8 年（2026 年）4 月

[問い合わせ]

山鹿市総務部人権啓発課

〒861-0592 山鹿市山鹿 987 番地 3

Tel：0968-43-1199 Fax：0968-44-0373

Mail：jinken@city.yamaga.kumamoto.jp